

みやけい交通安全ニュース

発行：宮崎県警察本部交通企画課 R8-No.10(2026.7.2)



自転車の交通ルールを守りましょう！！

自転車は、法律上「**軽車両**」に位置付けられ、**自動車と同じ「車両」の一種**になります。自転車の交通ルールをしっかりと理解して、ルールを守り、安全な利用を心掛けましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車を安全・安心に利用するためには、自転車安全利用五則を守ることが大切です。

※「**自転車安全利用五則**」とは、自転車利用者が守るべき最も基本的な自転車の交通ルールがまとめられたものです。



※ここでの「自転車」とは「普通自転車」を指します。

自転車で歩道を通行できる場合

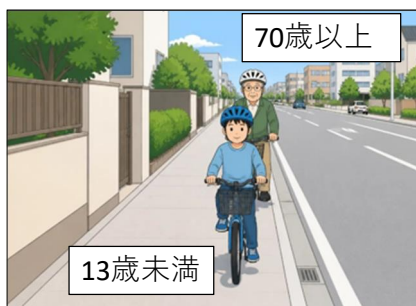
自転車が歩道を通行できる場合は、法律によって定められています。

(道路交通法第63条の4第1項・道路交通法施行令第26条)

自転車歩道通行可の標識



「**自転車歩道通行可**」の標識・道路標示がある道路では、自転車は歩道を通行できます。



13歳未満の方や70歳以上の方、一定の身体障害を有する方は、歩道を通行できます。



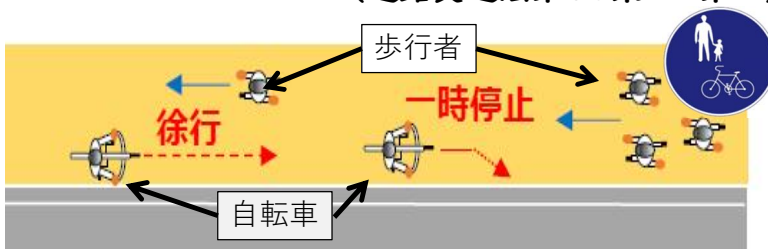
車道又は交通の状況に照らして、**自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められる時は、歩道を自転車で通行できます。**

※これらの画像は、生成AIで作成しています。

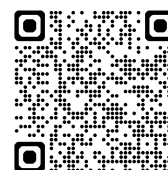
歩道通行方法について

標識等により歩道を通行できる場合には、**指定された部分**又は**歩道の中央から車道寄りの部分を直ちに停止できるような速度(徐行)**で通行し、**歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止**しなければなりません。

(道路交通法第63条の4第2項)



自転車ポータルサイト(警察庁)や宮崎県警察のホームページでは、自転車の交通ルールを詳しく紹介しています。



自転車
ポータルサイト



宮崎県警察
H P

毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。